

序 章

1. 制度改正の趣旨

平成14年2月の内閣総理大臣施政方針演説で国家戦略として知的財産戦略の必要性が訴えられたことを受け、同年3月に内閣総理大臣が主催する「知的財産戦略会議」が発足した。同会議は5回にわたる議論を経て、7月3日に「知的財産戦略大綱」を策定した。この大綱は、知的財産立国の実現に向け、知的財産の「創造」、「保護」、「活用」及び「人的基盤の充実」の4分野において、2005年度までに政府が集中的・計画的に実施すべき具体的行動計画を定めたものである。また、この大綱の要請を受け、11月には知的財産政策の基本を定めた「知的財産基本法」が成立した。知的財産基本法に基づき、平成15年3月には「知的財産戦略本部」が設置され、ここで7月8日に策定された「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」に沿って、知的財産戦略に関する施策が集中的・計画的に実施されることとなる。

今後、知的財産行政の中核を担う特許庁としても、このような国家戦略のもと、優れた技術を事業化のタイミングを逃さず権利化することはもちろん、先端技術の創造を促す制度のあり方の検討や、特許の活用に向けた環境の整備等を行うことが期待されている。

平成15年になされた産業財産権諸法の改正は、このような認識の下、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、知的財産の迅速かつ適正な保護の要請に対処するため、特許権の取得等にかかる費用負担の適正化、迅速かつ適確な紛争処理制度の実現、特許制度の更なる国際的調和の推進といった観点を基本として知的財産制度を見直したものである。

第一に、特許権の取得等に係る費用負担の適正化として、特許審査に係る経費を勘案し、出願人間の費用負担の不均衡を是正するとともに、適正な審査請

求行動の促進を図るため、出願手数料と特許料の減額、審査請求手数料の増額を行い、同時に特許一件当たりの総費用を軽減する特許関係料金制度の見直しを行った。また、審査請求後権利取得の必要性が低下した出願を取り下げた場合、請求により審査請求手数料の一部を返還することにより、出願人へ費用節減の機会を提供する制度を導入した。さらに、産業技術力強化の観点から、特許料・審査請求手数料の軽減措置の対象に地方公共団体の試験研究機関等を追加し、減免措置の対象者が権利を共有する場合には、その持分に応じて各自の減免措置の適用を受ける規定を整備する等の改正を行った。

第二に、迅速かつ確かな紛争処理制度の実現のために、特許の有効性を争う制度として併設されている異議申立制度と無効審判制度を統合することによって、全体としての紛争解決の短縮化と当事者負担の軽減を図った。さらに、無効審判の審決をめぐる、特許庁と東京高等裁判所の間で事件が行き来する状況を合理的に遮断することにより紛争の迅速な解決を図る改正を行った。

第三に、国際的な調和を一層推進し、出願人の負担を軽減し、その円滑化を図るため、発明の単一性の要件の国際的調和を図るとともに、国際出願についても自動的に全締約国に出願したとみなす制度を導入する改正を行った。

2. 改正法成立までの経緯

特許庁においては、知的財産戦略大綱で求められた「出願・審査請求構造の改革」や「審判制度の簡素化」等に向け、産業構造審議会知的財産政策部会の下に紛争処理小委員会（平成14年5月設置）、特許制度小委員会（平成14年9月設置）が設置され、検討が進められてきた。紛争処理小委員会がまとめた報告書「産業財産権をめぐる紛争の迅速かつ合理的な解決に向けて」、及び特許制度小委員会がまとめた「最適な特許審査に向けた特許制度の在り方について

中間取りまとめ」は、平成15年2月に産業構造審議会知的財産政策部会に報告され、了承された。

「特許法等の一部を改正する法律案」は、上述の小委員会報告書を踏まえて

策定され、平成15年2月28日に閣議決定された後、同日第156回通常国会に提出された。同法案は、衆議院において、4月23日に同経済産業委員会における質疑及び採択を経て、同月24日の本会議において可決された。また、参議院においては同経済産業委員会における5月15日の質疑及び採択を経て、同月16日の本会議において可決・成立した。

同法は、平成15年5月23日に平成15年法律第47号として公布され、施行日は平成16年1月1日から規定されている。ただし、特許関係料金制度の改正については、平成16年4月1日から施行する。

【特許法等の一部を改正する法律の成立・施行まで】

平成14年

7月9日 産業構造審議会第3回知的財産政策部会（知的財産政策をめぐ
る最近の動向について、知的財産戦略大綱における本部会関連
事項及び各小委員会の活動予定について）

<紛争処理小委員会>

5月28日 産業構造審議会知的財産政策部会第1回紛争処理小委員会（特
許権等に係る紛争処理の現状と課題について）

6月27日 産業構造審議会知的財産政策部会第2回紛争処理小委員会（特
許の有効性に関する審判制度等の在り方について）

7月17日 産業構造審議会知的財産政策部会第3回紛争処理小委員会（特
許の有効性に関する審判制度等の在り方について～基本骨格の
あり方と審理の充実～）

9月9日 産業構造審議会知的財産政策部会第4回紛争処理小委員会（新
制度における審決取消訴訟・訂正審判の在り方について）

9月30日 産業構造審議会知的財産政策部会第5回紛争処理小委員会（侵
害訴訟と審判制度との関係、判定の在り方について）

10月25日 産業構造審議会知的財産政策部会第6回紛争処理小委員会（紛
争処理小委員会報告書（案）、審決取消訴訟係属中の訂正審判

の在り方)

<特許制度小委員会>

- 9月18日 産業構造審議会知的財産政策部会第1回特許制度小委員会（特許制度小委員会の検討課題について、最適な特許審査に向けた特許制度の在り方について、実用新案の在り方について、先端技術分野における特許～医療行為と特許～について、職務発明規定の在り方について）
- 10月15日 産業構造審議会知的財産政策部会第2回特許制度小委員会（制度的な課題について、最適な特許審査に向けた特許制度の在り方について、特許関係料金改定について）
- 11月15日 産業構造審議会知的財産政策部会第3回特許制度小委員会（制度的な課題の検討（その2）、小委員会における指摘事項と今後の対応）
- 12月19日 産業構造審議会知的財産政策部会第4回特許制度小委員会（最適な特許審査に向けた特許制度の在り方について、中間取りまとめ（案）について）

平成15年

- 1月28日 産業構造審議会知的財産政策部会第5回特許制度小委員会（最適な特許審査に向けた特許制度の在り方中間取りまとめ（案）、パブリックコメントについて、職務発明に関するアンケート調査結果及び各国における従業者発明制度について）

<報告書のとりまとめから施行まで>

平成15年

- 2月18日 産業構造審議会第4回知的財産政策部会（特許制度小委員会中間とりまとめについて、紛争処理小委員会報告書について、不正競争防止小委員会報告書について、経営・市場環境小委員会の検討状況について）
- 2月28日 「特許法等の一部を改正する法律案」閣議決定

- | | | |
|-------|---------------------------------|-------------|
| 2月28日 | 同法第156回通常国会 | 提出 |
| 4月14日 | 衆議院経済産業委員会 | 付託 |
| 4月15日 | 衆議院経済産業委員会 | 趣旨説明 |
| 4月23日 | 衆議院経済産業委員会 | 質疑、採決及び附帯決議 |
| 4月24日 | 衆議院本会議 | 可決 |
| 5月12日 | 参議院経済産業委員会 | 付託 |
| | 参議院経済産業委員会 | 趣旨説明 |
| 5月15日 | 参議院経済産業委員会 | 質疑、採決及び附帯決議 |
| 5月16日 | 参議院本会議 | 可決・成立 |
| 5月23日 | 「特許法等の一部を改正する法律」公布（平成15年法律第47号） | |
| 平成16年 | | |
| 1月1日 | 施行（特許関係料金制度以外の改正） | |
| 4月1日 | 施行（特許関係料金制度の改正） | |